

## イカナゴ伊勢・三河湾 3. 漁業の管理

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 水産研究・教育機構 公開日: 2025-03-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 若松, 宏樹, 岸田, 達, 吉村, 美香, 三谷, 卓美 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://fra.repo.nii.ac.jp/records/2013924">https://fra.repo.nii.ac.jp/records/2013924</a>

## 3. 漁業の管理

### 概要

#### 管理施策の内容(3.1)

愛知県・三重県の船びき網漁業は知事許可漁業であり、漁業調整規則により操業期間の制限、操業禁止区域の設定等が行われている。さらに資源管理指針において公的規制を上回る操業期間の制限に取り組むとされている。2016年以降は資源量の減少にともない自主的に禁漁を行っている。これらのことから愛知県・三重県の船びき網にはインプット・コントロールが導入されている(3.1.1 5点)。テクニカル・コントロールとして、愛知県・三重県の船びき網では目合いの規制があり、両県漁業者の協議でイカナゴの成長に合わせて自主的に解禁日を決定する措置が執られている。さらに親魚保護を目的として残存資源尾数が20億尾を下回ると認められる日から禁漁にするとされている。伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画、引き続き資源管理指針に基づく資源管理計画では保護区域の設定及び保護休漁の措置に取り組むとされている(3.1.2 5点)。

#### 執行の体制(3.2)

イカナゴ伊勢・三河湾系群の生息域をカバーする管理体制が確立し機能している(3.2.1.1 5点)。県当局がそれぞれ複数の取り締まり船により日常的に漁船漁業の監視・取り締まりを行っており、操業期間の違反等については水揚げ港等での漁協職員等による監視も可能である(3.2.1.2 5点)。各県漁業調整規則等に違反した場合、漁業法、各県漁業調整規則の規定により十分な罰則・制裁が課される(3.2.1.3 5点)。愛知県・三重県の船びき網について、県の資源管理指針において管理目標、管理施策が存在し、5年ごとに計画の成果を評価し計画を見直すこととなっており、順応的管理の仕組みは部分的に導入されていると考えられる(3.2.2 5点)。

#### 共同管理の取り組み(3.3)

対象となるすべての漁業者は漁業者組織に所属しており(3.3.1.2 5点)、特定できる(3.3.1.1 5点)。愛知県・三重県の関係漁業者組織は2016年以降自主的に禁漁を実施するなど、資源管理に対する影響力は強い(3.3.1.3 5点)。漁業者、漁業者組織代表は漁業管理に関係する会議への出席等を通して資源の自主的管理、公的管理に主体的に参画している(3.3.2.1 4点、3.3.2.2 5点)。資源管理の意思決定を行う各レベルの会合には、それぞれ学識経験者をはじめ幅広い利害関係者が参画する仕組みが作られており(3.3.2.3 5点)、施策の意思決定については、資源管理指針に則り、定期的に目標と管理措置の検討、見直しが協議されている(3.3.2.4 5点)。

## 評価範囲

### ① 評価対象漁業の特定

伊勢・三河湾を擁する愛知県・三重県の、禁漁直前の 2015 年の漁業種類別漁獲量は船びき網が 100%であるため、評価対象漁業は船びき網とする。

### ② 評価対象都道府県の特定

愛知県・三重県の 2015 年の本系群の県別漁獲量は愛知県 2,247 トン(53.9%)、三重県 1,918 トン(46.1%)であるため、評価対象県は愛知県・三重県とする。

### ③ 評価対象漁業に関する情報の集約と記述

各県における評価対象漁業について以下の情報を集約する。

- 1) 漁業権、許可証、及び、後述する各種管理施策の内容
- 2) 監視体制や罰則、順応的管理の取り組み等の執行体制
- 3) 関係者の特定や組織化、意思決定への参画など、共同管理の取り組み
- 4) 関係者による生態系保全活動の内容

### ④ 評価対象魚種に関する種苗放流事業の有無

本種については、大規模な種苗放流は行われていないため、本項目は評価しない。

## 3.1 管理施策の内容

### 3.1.1 インプット・コントロール又はアウトプット・コントロール

本系群で評価対象と特定されているイカナゴ漁業は、愛知県・三重県の船びき網である。船びき網は県知事許可漁業であり、漁業調整規則により夜間操業の禁止、操業期間の制限(愛知県 2020a, 三重県 2020a, b)、操業禁止区域の設定、トン数制限など(愛知県 2020a)が行われている。さらに資源管理指針において公的規制を上回る操業期間の制限に重点的に取り組むとされている(愛知県 2011, 三重県 2011)。2016 年以降、資源量の減少にともなって、愛知県・三重県の漁業者代表協議によって自主的な禁漁を行っている(山本ほか 2021)。これらのことから愛知県・三重県の船びき網にはインプット・コントロールが導入されている。イカナゴの資源状態は低位・横ばい傾向であるが(山本ほか 2021)、2016 年以降禁漁を行うことによって漁獲圧をなくしており、資源回復にとって最良の方策が採られている。本系群の資源状態の悪化は近年の再生産成功率の低下に起因すると思われるが(山本ほか 2021)、その原因は夏眠場の高水温化(山田 2011, 中村ほか 2017)、親魚に対する捕食圧の増大(鶴寄ほか 2015, 中村ほか 2017)など、漁獲圧以外の外部要因が影響していると考えられる。このため、5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
インプット・コントロールとアウトプット・コントロールのどちらも施策に含まれておらず、漁獲圧が目標を大きく上回っている	.	インプット・コントロールもしくはアウトプット・コントロールが導入されている	.	インプット・コントロールもしくはアウトプット・コントロールを適切に実施し、漁獲圧を有効に制御できている

### 3.1.2 テクニカル・コントロール

愛知県・三重県の船びき網について、漁業調整規則で網目の規制等があり(愛知県 2020a, 三重県 2020a)、愛知・三重両県の漁業者の協議でイカナゴの成長に合わせて自主的に解禁日を決定するなど、成長乱獲を防ぐ措置が執られている。また、親魚保護を目的として、太平洋広域漁業調整委員会指示第 36 号によって残存資源尾数が 20 億尾を下回ると認められる日から禁漁にするとされている(水産庁 2020a)。伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画に取り組んできており(水産庁 2006)、資源管理指針に基づく資源管理計画では、保護区域の設定及び保護休漁の措置に取り組むとされている(愛知県 2011, 三重県 2011)。また 2016～2020 年までの禁漁により、産卵親魚や仔稚魚が保護されていると考えられる。本系群の資源回復のため、テクニカル・コントロールが行われているとして、5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
テクニカル・コントロールの施策が全く導入されていない	.	テクニカル・コントロールの施策が一部導入されている	.	テクニカル・コントロール施策が十分に導入されている

### 3.1.3 種苗放流効果を高める措置

当該海域では、本系群の種苗放流は行われていないため、本項目は評価しない。

1点	2点	3点	4点	5点
放流効果を高める措置は取られていない	.	放流効果を高める措置が一部に取られている	.	放流効果を高める措置が十分に取られている

### 3.1.4 生態系の保全施策

#### 3.1.4.1 環境や生態系への漁具による影響を制御するための規制

評価対象漁業は船びき網である。2.3.4(海底環境)では船びき網は海底環境への影響はないとされ、水質、大気への影響も軽微とされる(2.3.5, 2.3.6)。生態系への影響は特段知られていない。このため、5点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
規制が全く導入されておらず、環境や生態系への影響が発生している	一部に導入されているが、十分ではない	.	相当程度、施策が導入されている	評価対象とする漁法が生態系に直接影響を与えていないと考えられるか、十分かつ有効な施策が導入されている

#### 3.1.4.2 生態系の保全修復活動

愛知・三重両県の資源管理指針では、漁業者自らが藻場・干潟の保護、森林の保全及び整備等により漁場環境の改善に取り組む必要があるとされている(愛知県 2011, 三重県 2011)。漁業が盛んな愛知県南知多町で干潟の保全活動が、三重県鳥羽市で藻場の保全活動が取り組まれている(JF 全漁連 2021)。三重県漁連では環境保全対策として海浜清掃、植林、石けん普及に取り組んでいる(三重県漁業協同組合連合会 2021a)。以上のように両県漁業者により生態系の保全・再生活動が行われているが活動の詳細、頻度等は判断する材料が乏しいため4点とする。

1点	2点	3点	4点	5点
生態系の保全・再生活動が行われていない	.	生態系の保全活動が一部行われている	.	対象となる生態系が漁業活動の影響を受けていないと考えられるか、生態系の保全・再生活動が活発に行われている

## 3.2 執行の体制

### 3.2.1 管理の執行

#### 3.2.1.1 管轄範囲

本系群の生息域は主に伊勢・三河湾、渥美外海である(山本ほか 2021)。そのため本系群は三重県、愛知県に跨がって分布する広域資源であるが、広域資源に対する資源管理は広域漁業調整委員会が担うこととされている(水産庁 2021a)。本系群については太平洋広域漁業調整委員会・太平洋南部会において主要な漁業である伊勢・三河湾のイカナゴの管理等について検討が行われている(水産庁 2020b)。以上のとおり生息域をカバーする管理体制が確立し機能しているとし、5点とする。

1点	2点	3点	4点	5点
対象資源の生息域がカバーされていない	.	機能は不十分であるが、生息域をカバーする管理体制がある	.	生息域をカバーする管理体制が確立し機能している

#### 3.2.1.2 監視体制

愛知県・三重県当局がそれぞれ複数の取り締まり船により日常的に漁船漁業の監視・取り締まりを行っている(愛知県 2020b, 三重県 2021)。操業期間の違反等については取り締まり当局のほか、水揚げ港等での漁協職員等による監視が十分可能である。よって5点とする。

1点	2点	3点	4点	5点
監視はおこなわれていない	主要な漁港の周辺など、部分的な監視に限られている	.	完璧とはいいがたいが、相当程度の監視体制がある	十分な監視体制が有効に機能している

#### 3.2.1.3 罰則・制裁

愛知県・三重県の船びき網は、各県漁業調整規則等に違反した場合、漁業法、各県漁業調整規則の規定により免許、許可の取り消しや懲役刑、罰金あるいはその併科となる。イカナゴは太平洋広域漁業調整委員会指示により残存資源尾数が20億尾を下回ると認められた日から11月30日までイカナゴを目的とした漁業の操業が禁止されており、それに違反し県知事の命令にも従わない場合は漁業法第191条により一年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金または拘留もしくは科料に処せられる。罰則規定としては十分に有効と考えられる。以上より5点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
罰則・制裁は設定されていない	.	機能は不十分であるが、罰則・制裁が設定されている	.	有効な制裁が設定され機能している

### 3.2.2 順応的管理

本系群は TAC 種ではなく、また自主的管理でも TAC は導入されていない。しかし、愛知県・三重県の船びき網について、県の資源管理指針において管理目標、管理施策が存在し(愛知県 2011, 三重県 2011)、5 年ごとに計画の成果を評価し計画を見直すこととなっており、順応的管理の仕組みは部分的に導入されていると考えられる。また、2016～2020 年の間、資源量の減少を受けて、愛知県・三重県の漁業者代表協議によって順応的に禁漁を行っている。このため、5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
モニタリング結果を漁業管理の内容に反映する仕組みがない	.	順応的管理の仕組みが部分的に導入されている	.	順応的管理が十分に導入されている

## 3.3 共同管理の取り組み

### 3.3.1 集団行動

#### 3.3.1.1 資源利用者の特定

伊勢・三河湾のイカナゴの船びき網は、愛知県；いわし・いかなご船びき網、いかなご船びき網、三重県；いかなご船びき網、いわし・いかなご船びき網、伊勢湾口いかなご船びき網、伊勢湾港いわし・いかなご船びき網、親いかなご船びき網、船びき網(ぼっち網)があるが、すべて県知事許可漁業であり(水産庁 2006)、漁業者が特定できる。以上のことから 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし	5-35%	35-70%	70-95%	実質上全部

#### 3.3.1.2 漁業者組織への所属割合

船びき網の漁業者は各地区の沿海漁業協同組合に所属し、その上部組織は愛知県・三重県の漁業協同組合連合会、全国漁業協同組合連合会である。また、同時に愛知県では愛知県しらす・いかなご船びき網連合会、三重県では三重県ぼっち網漁業協同組合(業種別漁業協同組合)を組織している。すべての漁業者は漁業者団体に所属しており、5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし	5-35%	35-70%	70-95%	実質上全部

#### 3.3.1.3 漁業者組織の管理に対する影響力

愛知県しらす・いかなご船びき網連合会と三重県ぼっち網漁業協同組合は 2016 年以

降、漁期前の調査結果から期待される加入量が少ないとして自主的に禁漁を実施している(朝日新聞デジタル 2018)。その他、操業期間制限(解禁日、終漁日の決定)、漁獲物規制、区域規制について漁業者団体が作成主体である資源管理計画において取り組まれている(水産庁 2021b)。以上のとおり自主的な規制が強く働いていることから資源管理に対する漁業者組織の影響力は強いといえる。以上より 5 点とする。

1点	2点	3点	4点	5点
漁業者組織が存在しないか、管理に関する活動を行っていない	.	漁業者組織の漁業管理活動は一定程度の影響力を有している	.	漁業者組織が管理に強い影響力を有している

### 3.3.1.4 漁業者組織の経営や販売に関する活動

愛知県の南知多町の豊浜漁協では販売事業、魚市場、魚ひろば店舗経営など、経営上の活動を実施している(豊浜漁協 2021)。南知多地区管内 6 漁協(豊浜、大井、片名、師崎、篠島、日間賀島漁協)等では浜の活力再生プランとして、観光業との連携、シャコ、アナゴ等のブランド化に取り組んでいる(水産庁 2019)。また、愛知県ではイカナゴは全国漁業協同組合連合会が認定するプライドフィッシュに認定され、販売促進に力が注がれている(全国漁業協同組合連合会 2021)。三重県では、漁連が鮮冷(生鮮冷凍の意味)・加工事業、販売事業、品質管理等を行っている(三重県漁業協同組合連合会 2021b)。以上のとおり両県の漁業者組織は個別の漁業者では実施が困難な経営上の活動を実施し水産資源の価値の最大化に努めているため、5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
漁業者組織がこれらの活動を行っていない	.	漁業者組織の一部が活動を行っている	.	漁業者組織が全面的に活動を行っている

## 3.3.2 関係者の関与

### 3.3.2.1 自主的管理への漁業関係者の主体的参画

船びき網は各県資源管理指針に基づく、目標、管理措置の漁業者及び関係団体への周知徹底、指針に基づく資源管理計画の履行状況の確認等の内容が含まれている。さらに近年の自主的禁漁に対する個々の漁業者への説明会等にも対応している。以上のような資源管理計画遂行、禁漁措置のための漁協、漁連内部での会合、県と漁業者代表による資源管理協議会など、漁業管理に係る外部の会合への参加が必要と考えられ、合わせると会議日数は年間 12 日を越えると考えられる。以上より 4 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
なし	1-5日	6-11日	12-24日	1年に24日以上

### 3.3.2.2 公的管理への漁業関係者の主体的参画

船びき網の公的管理措置としては、操業期間の制限について太平洋広域漁業調整委員会による「残存資源尾数 20 億尾以下となる日まで」という毎年の指示がある(水産庁 2020a)。さらに各県漁業調整規則による網目規制、操業禁止区域設定、夜間操業の禁止、トン数制限、操業期間の制限等の措置がある。知事許可漁業である船びき網の規制には各県の海区漁業調整委員会が関与すると考えられる。太平洋広域漁業調整委員会は漁業法の規程により、区域内の海区漁業調整委員会から各 1 名で合計 18 名、漁業者 7 名、学識経験者 3 名となっており、海区漁業調整委員会委員の過半数は漁業者または漁業従事者が占めることになっている。このように関係漁業者、漁業者団体の役員が各レベルの委員会等に参画し、意思決定に関与している。以上のことから両漁業とも 5 点とする。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし	.	形式的あるいは限定的に参画	.	適切に参画

### 3.3.2.3 幅広い利害関係者の参画

知事許可漁業である愛知県・三重県の船びき網について、関与すると考えられる海区漁業調整委員会には学識経験者、公益代表委員が、太平洋広域漁業調整委員会太平洋南部会には大臣選任委員として各々学識経験者 3 人が参画している(水産庁 2021c)。主要な利害関係者は資源管理に参画していると考えられるため 5 点とする。

1点	2点	3点	4点	5点
漁業者以外の利害関係者は存在するが、実質上関与していない	.	主要な利害関係者が部分的・限定的に関与している	.	漁業者以外の利害関係者が存在しないか、ほぼすべての主要な利害関係者が効果的に関与

### 3.3.2.4 管理施策の意思決定

愛知県・三重県の船びき網について、伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画ではイカナゴの漁獲量を 5 年間で十分な漁獲量と、十分な産卵親魚を獲り残すことが期待できる尾数である初期資源尾数 300 億尾水準という目標を設定し、インプット・コントロールやテクニカル・コントロールを実施した(水産庁 2006)。また両県の資源管理指針によってイカナゴ資源の回復目標や資源回復計画で実施した資源管理措置に引き続き取り組むこととし、PDCA のサイクルで管理の計画と実施を行えるよう評価・検証については外部有識者が参加する資源管理協議会を行うとされている(愛知県 2011, 三重県 2011)。このように漁業者を含む意思決定機構が存在し、施策の決定と目標の見直しが十分にできるようなシステムが構築されている。このため、5 点とする。

1点	2点	3点	4点	5点
意思決定機構が存在せず、施策に関する協議もなされていない	特定の関係者をメンバーとする意思決定機構は存在するが、協議は十分に行われていない	特定の関係者をメンバーとする意思決定機構は存在し、施策の決定と目標の見直しがなされている	利害関係者を構成メンバーとする意思決定機構は存在するが、協議が十分でない部分がある	利害関係者を構成メンバーとする意思決定機構が存在し、施策の決定と目標の見直しが十分になされている

### 3.3.2.5 種苗放流事業の費用負担への理解

当該海域では、本系群の種苗放流は行われていないため、本項目は評価しない。

1点	2点	3点	4点	5点
コストに関する透明性は低く、受益者の公平な負担に関する検討は行われていない	.	受益者の公平な負担について検討がなされているか、あるいは、一定の負担がなされている	.	コストに関する透明性が高く、受益者が公平に負担している

## 引用文献

愛知県 (2011) 愛知県資源管理指針

[https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s\\_keikaku2/attach/pdf/todoufukenshishin-7.pdf](https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_keikaku2/attach/pdf/todoufukenshishin-7.pdf)  
2021/08/26

愛知県 (2020a) 愛知県漁業調整規則

<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/352043.pdf>

愛知県 (2020b) 密漁防止活動等への取り組み

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/suisan/mituryouboushi.html>

朝日新聞デジタル (2018) 三重)コウナゴ、3年連続の禁漁 苦渋の決断、

<https://www.asahi.com/articles/ASL394G97L39ONFB00S.html>

JF全漁連 (2021) 水産多面的機能発揮対策情報サイトひとつみ.jp

<https://hitoumi.jp/torikumi/> 2021/08/26

三重県 (2011) 資源管理指針

[https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s\\_keikaku2/attach/pdf/todoufukenshishin-9.pdf](https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_keikaku2/attach/pdf/todoufukenshishin-9.pdf)

三重県 (2020a) 三重県漁業調整規則

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000922143.pdf>

三重県 (2020b) 知事許可漁業の制限措置等 機船船びき網漁業

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000942180.pdf>

三重県 (2021) 漁業取締体制と活動実績

[https://www.pref.mie.lg.jp/SUISAN/HP/47228033654\\_00001.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/SUISAN/HP/47228033654_00001.htm)

- 三重県漁業協同組合連合会 (2021a) 社会・環境活動 環境保全対策  
<http://www.miegyoren.or.jp/csr/eco-inventory/> 2021/08/26
- 三重県漁業協同組合連合会 (2021b) 組織案内 <http://www.miegyoren.or.jp/about/>  
2021/08/26
- 中村元彦・植村宗彦・林 茂幸・山田大貴・山本敏博 (2017) 伊勢湾におけるイカナゴの生態と漁業資源. 黒潮の資源海洋研究, 18, 3-15.  
<https://agriknowledge.affrc.go.jp/RN/2030911573.pdf>
- 水産庁 (2006) 伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画  
[https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s\\_keikaku/pdf/isewan\\_mikawawan\\_ikanago.pdf](https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_keikaku/pdf/isewan_mikawawan_ikanago.pdf)
- 水産庁 (2019) 浜の活力再生プラン(第2期)南知多地区地域水産業再生委員会  
[https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/hamaplan/attach/pdf/17.aichi/ID1217001\\_minamichita.pdf](https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/hamaplan/attach/pdf/17.aichi/ID1217001_minamichita.pdf) 2021/08/26
- 水産庁 (2020a) イカナゴ伊勢・三河湾系群の資源管理に係る指示  
[https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s\\_siji/attach/pdf/index-53.pdf](https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_siji/attach/pdf/index-53.pdf)
- 水産庁 (2020b) 太平洋広域漁業調整委員会 太平洋南部会 議事録  
[https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s\\_kouiki/taiheiyo/attach/pdf/index-116.pdf](https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_kouiki/taiheiyo/attach/pdf/index-116.pdf)
- 水産庁 (2021a) 広域漁業調整委員会とは  
[https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s\\_kouiki/iinnkai.html](https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_kouiki/iinnkai.html)
- 水産庁 (2021b) 資源管理計画の一覧  
[https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s\\_keikaku2/attach/pdf/s\\_keikaku2-12.pdf](https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_keikaku2/attach/pdf/s_keikaku2-12.pdf)
- 水産庁 (2021c) 太平洋広域漁業調整委員会 太平洋南部会 委員名簿  
[https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s\\_kouiki/taiheiyo/attach/pdf/index-135.pdf](https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_kouiki/taiheiyo/attach/pdf/index-135.pdf)
- 豊浜漁協 (2021) 豊浜漁協の紹介 <http://www.tac-net.ne.jp/~jf-toyohama/Profile.html>  
2021/08/26
- 鶴寄直文・日比野 学・澤田知希 (2015) イカナゴ伊勢・三河湾系群の夏眠期における被食状況. 黒潮の資源海洋研究, 16, 93-102.  
<https://agriknowledge.affrc.go.jp/RN/2010892115.pdf>
- 山田浩且 (2011) 伊勢湾におけるイカナゴの新規加入量決定機構に関する研究. 三重水研報, 19, 1-77. <https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000394366.pdf>
- 山本敏博・阪地英男・福田野歩人・横内一樹・澤山周平 (2021) 令和2(2020)年度イカナゴ伊勢・三河湾系群の資源評価.水産研究・教育機構.  
<http://abchan.fra.go.jp/digests2020/details/202055.pdf>
- 全国漁業協同組合連合会 (2021) 全国のプライドフィッシュ <https://www.pride-fish.jp/JPF/pref/detail.php?pk=1452240639>, 2021/08/26